

※本指針については、感染状況の変化や国・自治体からの要請に応じ、適宜見直しを行います。

レベル	判断の目安 (例示)	授業	本学への入構(学生・市民)	学生の課外活動	学内会議	事務体制	大学主催の学内説明会等
0	・国から終息宣言が発出 ・国内で感染が認められない	制限なし					
1	・移動自粛や休業要請が全国的に解消されている ・兵庫県内で感染事例が認められないもしくは 兵庫県内で感染者が発生しているが、限定的で感染拡大の恐れが認められない	対面とオンラインを併用して開講します	市民の方の入構は、本学施設を利用する場合を除き禁止とします 学生の入構は、授業の受講・本学施設の利用・課外活動以外の立ち入りをできるだけ自粛してください	感染拡大防止措置を講じることが前提に、課外活動を許可します	感染拡大防止に配慮し、対面での会議を行います。 ただし、参加人数が多いなど「3密」を避けることが出来ない場合はメール審議またはオンライン会議とします	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。 (時差出勤と在宅勤務の制度は継続し、利用は可能とします)	感染防止措置を講じた上で、対面で実施します
1.5	・移動自粛や休業要請が全国的に解消されている ・兵庫県内で感染事例が認められないもしくは 兵庫県内で感染者が発生しているが、限定的で感染拡大の恐れが認められない	原則としてオンライン授業のみとします ただし、オンラインで実施できない授業は、大学の判断に基づき、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施します	市民の方の入構は禁止とします(図書館の利用を除く) 学生の入構は、授業の受講・本学施設の利用以外の立ち入りをできるだけ自粛してください	全面活動禁止を継続しますが、活動再開に向けた検討も続けます	原則としてメール審議またはオンライン会議とします ただし、「3密」を避けるなど感染防止措置を講じることが出来る場合は、対面で実施します	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。時差出勤と在宅勤務も可能とします。	原則としてオンラインで開催します ただし、「3密」を避けるなど感染防止措置を講じることが出来る場合は、対面で実施します
2	・国や兵庫県から外出自粛や府県をまたぐ移動自粛要請等が発出されている ・兵庫県内で感染事例が認められる	原則としてオンライン授業のみとします ただし、オンラインで実施できない授業は、大学の判断に基づき、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施します	市民の方の入構は禁止とします(図書館の利用を除く) 学生の入構は必要な場合(各部署において入構を許可する場合など)を除いて学内への立ち入りは自粛してください	全面活動禁止とします	原則としてメール審議またはオンライン会議とします ただし、委員会・部会において、対面での実施が必要かつ参加人数が少ない場合は、感染防止措置を講じた上で実施します	感染拡大防止に配慮しつつ、通常の勤務を行います。時差出勤と在宅勤務を推奨します。	原則としてオンラインで開催します ただし、オンラインで実施できないものは、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施します
3	・政府から緊急事態宣言が発令されている ・兵庫県から休業要請が発出されている	オンライン授業のみとします	学生・市民の方の入構を禁止します	全面活動禁止とします	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします	感染拡大に配慮しつつ、業務上必要な人員が出勤し、その他は在宅勤務とします。	オンライン開催のみとします
4	・学内において感染者が発生した(感染者が構内へ立ち入っていない場合を除く)	保健所の指導に従い、臨時休講もしくはオンライン授業とします	学生・市民の方の入構を禁止します	全面活動禁止とします	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします	保健所の指導に従い、事務所を閉鎖します もしくは事務機能維持のため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とします。	オンライン開催のみとします

※活動レベルの決定においては、「判断の目安」における基準のほか、市立学校園や他大学の状況を踏まえつつ、総合的に判断した上で行います(「判断の目安」により機械的にレベルの決定を行うものではありません)。

※学内で感染者が発生した場合は、保健所からの指導に基づき学内施設の閉鎖や消毒等の措置を行います。